## 第四十四号

平成25年2月議案

## 道路法施行条例の一部改正について

道路法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯

泉

泉

嘉

門

## 道路法施行条例の一部を改正する条例

道路法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

用材料、令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設及び令第七条第六号に掲げる施設の項を次のように改める。 別表令第七条第一号に掲げる物件の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、同表令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事

時価に○・○一六を	時価に○・○一三を		当		
		一年			
乗じて得た額	乗じて得た額	占用面積一平方メートルにつき	階数が三のもの	7. Y. S. Z. H. T.	令第七条第九号に掲げる施設
乗じて得た額	乗じて得た額		階数が二のもの	<b>建</b> 築勿	
乗じて得た額	乗じて得た額		階数が一のもの		
一	一四〇円	月	に掲げる施設	築物及び同条第七号	令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設
一 一 〇 円	四四〇円	占用面積一平方メートルにつき	に掲げる工事用材料	事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	今第七条第四号に掲げる工事用:
じて得た額	時価に○・○二八を乗じて得た額	年			令第七条第二号に掲げる施設
八二〇円	1、000円	占用面積一平方メートルにつき			令第七条第二号に掲げる工作物

附 則 この条例は、平成二十五年四月一日から鈍行する。 この条例は、平成二十五年四月一日から鈍行する。 る。	令第七条第十二号に掲げる器具	その他のもの
用料の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由であ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ で ・ で	<ul><li>乗じて得た額</li><li>申価に○・○○六を</li><li>申価に○・○○六を</li></ul>